

民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業に関する確認書

- ア 交付・申請日において建築基準法(昭和25年法律第201号)、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)その他の法令の規定に違反し処分を受けた日から5年を経過しない者には該当しません。
- イ 応募・交付申請日から過去5年の期間内に家賃の取立てに当たって、不当な行為を行った事実はありません。
- ウ 改修工事後に賃貸借契約を締結して居住用として賃貸する住宅とします。
- エ 「対象住宅」に記載する住宅が建築基準法等に違反する建築物ではありません。また、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域(事業認可されている区域に限る)にある住宅ではありません。
- オ 「対象住宅」に記載する住宅が建築基準法第27条、第61条及び第62条その他建築物の防火に関する法令に基づく建築物です。
- カ 他の国の補助金等の交付を受けるものではありません。
- キ 改修工事、賃貸住宅の管理等本事業の実施に当たり、暴力団員が関与することはありません。

上記のア～キの事業要件等を確認しました。

事業要件等に合致しておりますので署名押印の上、確認書を提出します。

なお、上記事業要件等に万が一違反した場合は、補助金を返還致します。

申請者

(法人名): _____

氏名(代表者名): _____

印